

令和8年度

第26回東松島市農業委員会総会議事録

令和8年7月27日

東松島市農業委員会

令和8年度第26回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和8年7月27日（月） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 貸貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号 非農地証明願について

日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第4号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

閉 会

出席委員（13名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1 番	熊 谷 奨	2 番	門 馬 宏 之	3 番	大 山 道 保
4 番	秋 本 まゆみ	5 番	三 浦 牧 恵	6 番	小 岩 敏 幸
7 番	菅 井 賢 治	8 番	安 倍 民 夫	9 番	川 村 勝 雄
10 番	大 崎 康	11 番	齋 藤 宏 樹	12 番	佐 藤 祥
13 番	安 住 高 司	14 番	今 野 嘉 彦	15 番	安 部 俊 郎
16 番	佐 藤 栄 宏				

遅参委員 なし

欠席委員 なし

出席事務局職員

事務局長	石 森 久 浩
事務局長補佐	安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第26回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： ー 会長挨拶 ー
ー 会長の動向報告 ー

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、
会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。
ただいまの出席委員は16名中全員となっております。定足数に達しておりますので、これより第26回東松島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、12番佐藤祥委員、13番安住高司委員のお二人を指名したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。
日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思
いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。
日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。
その1、新田字殿沢27ー2 外 計6筆で5,037㎡。解約届出日は令和8年6月15日、借人の都合のため賃貸借契約の解約でございます。
その2、大塩字小分木127 外 計3筆で1,316㎡。解約届出日は令和8年7月10日、自作のため賃貸借契約の解約でございます。
その3、矢本字一本杉103ー1 外 計5筆で4,783㎡。なお、現地につきましては、ほ場整備によりまして現況については、矢本字一本杉243ー3、4,522㎡となっております。解約届出日は令和8年7月10日、売買のため賃貸借契約の解約でございます。
その4、小松字御上新田40 外 計9筆で8,449㎡。解約届出日は令和8年7月10日、売買のため賃貸借契約の解約でございます。
その5、小松字伊勢浦173ー3、986㎡。解約届出日は令和8年7月10日、売買のため賃貸借契約の解約でございます。

その6、大塩字小分木424―2、238㎡。解約届出日は令和8年7月10日、自作のため賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、新東名一丁目9―10、419㎡。

転用目的は、自己の住宅敷地。現在の利用状況は、休耕中。令和8年7月3日届出受理。位置図は4ページとなります。こちらは市街化区域となっており、すでに住宅が存在しております。始末書を添付していただきまして今回の届出受理にいたったものです。

説明としては以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、議案第1号 非農地証明願について、を上程いたします。
その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、小松字上砂利田34―3 外 計2筆で228㎡。

願出地である小松字上砂利田34番3は昭和54年、34番6については昭和59年に売買により譲り受け、その後は通路及び庭として使用しており、今後も農地として使用することはないことから、非農地証明願を提出することになったものです。位置図は6ページとなります。南側は宅地及び一部畑、北側は住宅地、雑種地等で四方を囲われており、農地区分については第2種住宅地に当たると考えております。

説明としては以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 12番佐藤祥委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○佐藤祥委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年7月17日。転用された日は昭和60年頃。現在の利用状況は宅地。転用した理由は、昭和59年に売買により譲り受け、その後は通路及び庭として使用してきました。今後は農地として利用することはありません。総合意見としては適当。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第6、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。はじめに新規設定を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、小松字養閑229—3、1、780㎡。10年間の賃借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 7番菅井賢治委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○菅井賢治委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年7月17日。権利の種類は賃借権設定。理由は、出し手が労力不足。受け手が相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。
次に、その2を事務局より説明願います。

○事務局長： その2、赤井字関の内一号16 外 計2筆で5,158㎡。10年間の賃借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 14番今野嘉彦委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年7月24日。権利の種類は賃借権設定。理由は、出し手が離農のため。受け手が規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、施設野菜の単一経営です。通作距離は、約0.1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、畑（ハウス）となっております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。

次に、期間満了に伴う賃借権等の再設定について上程いたします。事務局よりその3からその10を説明願います。

○事務局長： その3、宮戸字椿182—4、1,801㎡。10年間の使用賃借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その4、宮戸字椿183—2、1,801㎡。10年間の使用賃借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その5、宮戸字椿170—7、1,782㎡。10年間の使用賃借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その6、宮戸字椿169—8、1,801㎡。10年間の使用賃借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その7、宮戸字椿184—4、1,801㎡。10年間の使用賃借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その8、赤井字川前三392、10,951㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その9、矢本字立沼21 外 計5筆で8,674.46㎡。1年間の使用賃借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その10、矢本字立沼18—2 外 計13筆で21,023.84㎡。1年間の使用賃借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの案件については、期間満了に伴う再設定となることから、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3からその10を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3からその10を許可することに決定します。

次に、日程第7、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、赤井字川前四番19—4、820㎡。転用目的は、幼保連携型認定こども園敷地。現在の利用状況は、休耕中。賃貸借権設定で期間は20年7カ月となります。位置図は11ページとなります。申請場所については、陸前赤井駅から720mの距離にあり、大規模な公共施設から1km圏内であるため、第2種農地としての許可基準に該当するということで、宮城県とも調整を図っております。

説明としては以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年7月24日。転用目的は幼保連携型認定こども園敷地として。実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○安部俊郎委員： 賃借権の最長の期間はどの程度なのでしょうか。

○局長補佐： 今回の申請に関しては、今年の9月から工事の着工を開始しまして、来年の4月1日からの開園を目指すということになります。そこから20年間の賃借権の設定をするということで説明を受けております。賃借権の最長期間については、改めてご説明させていただきます。

○議長（佐藤栄宏会長）： その他ご質問はございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その１を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第８、議案第４号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を上程いたします。

このことについては、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２」の規定に基づき、令和８年６月２６日付け、東松農水第８２７号により東松島市長から農業委員会に対し、意見を求められております。

説明員として、農林水産課職員の出席を求めています。

出席職員は、職名及び氏名を述べてから、内容の説明をお願いします。

○農林水産課職員： （資料に基づき説明）

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。議案第４号「東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、議案第４号「東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を原案のとおり承認することに決定いたします。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日提出された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第２６回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後２時１０分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和8年7月27日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 12番 佐藤 祥

署名委員 13番 安住 高司